

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由																																
<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の更新) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第5号から第15号まで及び第20号(看護に関する業務に従事する者を除く。)に掲げる非常勤職員であつて、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="181 1018 618 1366"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>非常勤講師</td></tr> <tr><td>2</td><td>シニアプロフェッサー</td></tr> <tr><td>3</td><td>インストラクター</td></tr> <tr><td>4</td><td>学校医</td></tr> <tr><td>5</td><td>非常勤研究員</td></tr> <tr><td>6</td><td>産学官連携研究員</td></tr> <tr><td>7</td><td>研究支援推進員</td></tr> </tbody> </table>	番号	職名	1	非常勤講師	2	シニアプロフェッサー	3	インストラクター	4	学校医	5	非常勤研究員	6	産学官連携研究員	7	研究支援推進員	<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の更新) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第5号から第15号まで、<u>第20号</u>(看護に関する業務に従事する者を除く。)<u>及び第24号</u>に掲げる非常勤職員であつて、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1077 1018 1514 1366"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>非常勤講師</td></tr> <tr><td>2</td><td>シニアプロフェッサー</td></tr> <tr><td>3</td><td>インストラクター</td></tr> <tr><td>4</td><td>学校医</td></tr> <tr><td>5</td><td>非常勤研究員</td></tr> <tr><td>6</td><td>産学官連携研究員</td></tr> <tr><td>7</td><td>研究支援推進員</td></tr> </tbody> </table>	番号	職名	1	非常勤講師	2	シニアプロフェッサー	3	インストラクター	4	学校医	5	非常勤研究員	6	産学官連携研究員	7	研究支援推進員	
番号	職名																																	
1	非常勤講師																																	
2	シニアプロフェッサー																																	
3	インストラクター																																	
4	学校医																																	
5	非常勤研究員																																	
6	産学官連携研究員																																	
7	研究支援推進員																																	
番号	職名																																	
1	非常勤講師																																	
2	シニアプロフェッサー																																	
3	インストラクター																																	
4	学校医																																	
5	非常勤研究員																																	
6	産学官連携研究員																																	
7	研究支援推進員																																	

8	寄附講座教員	8	寄附講座教員
9	特別研究員	9	特別研究員
10	特任教授	10	特任教授
11	特任准教授	11	特任准教授
12	特任講師	12	特任講師
13	特任助教	13	特任助教
14	特任助手	14	特任助手
15	特別研究助教	15	特別研究助教
16	ティーチング・アシスタント	16	ティーチング・アシスタント
17	リサーチ・アシスタント	17	リサーチ・アシスタント
18	スーパーリサーチ・アシスタント	18	スーパーリサーチ・アシスタント
19	事務補佐員	19	事務補佐員
20	技術補佐員	20	技術補佐員
21	技能補佐員	21	技能補佐員
22	臨時用務員	22	臨時用務員
23	再雇用職員	23	再雇用職員
		24	総合獣医研修医

附 則 (規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。